

家庭規則制定諮問委員会議事録

1 日時

令和元年11月28日（木）午後1時30分から午後2時30分

2 場所

最高裁判所大会議室

3 出席者（敬称略，五十音順）

（委員）

磯谷文明，高田裕成，手嶋あさみ，中村愼，松浦恭子，三木浩一，水野有子，
村田齊志，山本和彦

（幹事）

宇田川公輔，奥国範，垣内秀介，勝田和彦，工藤眞仁，澤村智子，高橋直人，
勅使川原和彦，七尾聡，成松英範，浜田眞樹，平城文啓，山口敦士

4 諮問事項

民法等の一部を改正する法律（令和元年法律第34号）の施行に伴う家事事件
手続規則の一部を改正する規則の制定について

5 配布資料

（事前配布資料）

資料1 家庭規則制定諮問委員会諮問事項

資料2 家事事件手続規則の一部を改正する規則の制定に関する要綱案

資料3 家事事件手続規則改正概要

資料4 民法等の一部を改正する法律（令和元年法律第34号）

資料 5 民法等の一部を改正する法律 新旧対照条文

資料 6 民法等の一部を改正する法律の概要

資料 7 二段階手続の審理イメージ

資料 8 最高裁判所規則制定諮問委員会規則

資料 9 家庭規則制定諮問委員会委員等名簿

(席上配布資料)

1 席図

2 進行予定表

3 参考条文

6 議事録

【手嶋委員】 家庭局長の手嶋でございます。本日はお忙しい中、また寒い中、足元も悪い中でお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、規則制定諮問委員会を開会させていただきたいと思えます。

御審議に先立ちまして、この場で初めてお顔を合わせられた方もいらっしゃると思いますので、簡単にお名前と自己紹介をお願いしたいと思っております。恐縮ですが、磯谷委員から反時計回りでお願いできればと存じます。着席のままをお願いできればと思えますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(各自 自己紹介)

ありがとうございました。

それでは、初めに諮問委員会の委員長の互選について、お諮りをさせていただきたいと思えます。委員長には議長として議事進行をお願いすることになりますが、現在この諮問委員会の委員長は空席となっております。最高裁判所規則制定諮問委員会規則第5条第1項によりますと、「各委員会の委員長は、各委員会の委員が、互選する。」こととされております。したがって、この席でまず委員長をお決めいただきたいと思います。と存じます。

事務方を務めます委員として提案をさせていただきますと、法制審議会非訟事件
手続法・家事審判法部会の委員を務められ、法制審議会特別養子制度部会の委員も
務められた高田裕成委員に委員長をお願いしたいと考えておりますが、いかがで
ございましょうか。

(異議なし)

御了解いただいたということでございますので、高田委員に委員長をお願いした
と思います。高田委員，どうぞよろしくお願い申し上げます。

【高田委員長】 高田でございます。もとより力不足であることは自覚しておりま
すが、委員長に選出されましたので、本日の委員会の進行役を務めさせていただ
きたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本委員会への諮問事項は、お手元の資料1にありますとおり、「民法等の一部を
改正する法律（令和元年法律第34号）の施行に伴う家事事件手続規則の一部を改
正する規則の制定について」ということでございます。具体的な内容につきましては
は、事務局で作成いたしました要綱案にまとめられておりますので、これに基づい
て御審議をお願いしたいと思います。審議はお手元の進行予定表に従い、担当の委
員，幹事から説明を聴取した上で、皆様の御意見をお伺いし、予定といたしまして
は午後3時半頃までに終了したいと考えております。

続きまして、審議に入らせていただくにあたり、まず事務局の宇田川幹事から本
日の配布資料と議事録の取扱いについて御説明をお願いいたします。

【宇田川幹事】 本委員会の配布資料について説明させていただきます。

配布資料は、本委員会の開催通知とともに各委員に事前配布させていただきました
黄色いファイル「家庭規則制定諮問委員会配布資料」と、本日席上に配布してお
ります「席図」，「進行予定表」，それから現行の関係規則についての参考資料とな
ります。

それでは、事前配布しております資料について概要を御説明いたします。

1枚目が配布資料の目録となっております。2枚目以降が資料になります。資料

1は本委員会に対する諮問事項でございます。その趣旨につきましては、後ほど委員の手嶋から説明させていただきます。資料2の「家事事件手続規則の一部を改正する規則の制定に関する要綱案」は、事務局において作成した、改正が考えられる事項について整理した要綱案でございます。資料3は要綱案にお示しした改正が考えられる事項について、その改正理由及び内容の概要を説明したものでございます。これらの内容等につきましては、後ほど説明させていただきます。続きまして、資料4は民法等の一部を改正する法律の改め文、資料5は同法律の新旧対照条文、資料6は同法律の主な改正事項の概要、資料7は二段階手続の審理イメージでございます。必要に応じて御参照いただければと存じます。資料8は家庭規則制定諮問委員会についての根拠を定める、最高裁判所規則制定諮問委員会規則でございます。資料9は本委員会の委員、幹事等の名簿でございます。

次に、本委員会の審議内容について作成する議事録の取扱いについてお諮りしたいと思っております。最近の最高裁判所規則制定諮問委員会におきましては、近時の情報公開の流れを踏まえまして、発言者名を明記した上で議事録を作成し、これを何らかの形で公表する、例えば、これまでは最高裁判所のウェブサイトに掲載しておりますが、そういった形で公表されてきております。

本委員会の議事録におきましても同様の取扱いにしたいと考えておりますけれども、この点について御意見を頂戴できればと考えております。

【高田委員長】 ただいまの宇田川幹事から説明のございました議事録の取扱いについて、御意見はございませんでしょうか。

(異議なし)

特に御意見もないようですので、議事録につきましては発言者名を明記し、かつ公表するという方向で進めたいと存じます。

続きまして、諮問の趣旨について事務局の手嶋委員から説明をお願いします。

【手嶋委員】 御説明させていただきます。今回の諮問事項は資料1にございませとおり、「民法等の一部を改正する法律（令和元年法律第34号）の施行に伴う家

事事件手続規則の一部を改正する規則の制定について」というものでございます。この法律は本年6月に成立し、公布され、施行日については、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すると定められております。施行日を定める政令はまだ制定されていないと認識しております。

最高裁判所としましては、この改正法の施行にあたりまして、家事事件手続規則の改正による対応が必要となる部分があると判断いたしまして、規則改正の準備を進めてまいりました。改正を要する主な事項としましては、第1に特別養子縁組の成立の審判の申立書の記載事項等を整備すること、第2に特別養子適格の確認の審判に関する規定を整備すること、そして、第3に児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判に関する規定を整備すること、この3点が必要であると考えておりますが、その必要性があるか否か、必要性があるとして規則の内容はどうあるべきかといった点につきまして、本委員会にお諮りするものでございます。

家事事件手続規則は最高裁判所規則でございますので、その改正は最終的には最高裁判所の裁判官会議の議決によるわけでございますけれども、最高裁判所は規則を制定するに際し、最高裁判所規則制定諮問委員会に対して必要な事項を諮問することができるかとされております。今回の家事事件手続規則の一部を改正する規則の制定につきましても、その趣旨に鑑みまして最高裁判所の裁判官会議において本委員会にお諮りすることとなった次第でございます。

諮問事項の具体的な内容については、配布資料にございますとおり、事務局が作成いたしました要綱案に記載させていただいております。本日は、この要綱案を基に御審議をお願いしたいと存じます。

なお、今後のプロセスにつきまして、簡単に御説明させていただきますと、本委員会における御議論を踏まえまして、事務局において規則案について更に検討を加えた上で、最高裁判所の裁判官会議で審議、決定を行うこととなります。

この改正の施行時期につきましては、改正法の関係部分の施行日に合わせる予定

でございます。

諮問の趣旨等につきましては以上でございます。

本日は御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【高田委員長】 よろしゅうございますでしょうか。

では、家事事件手続規則の改正案の審議に入ることといたします。最初に、要綱案の内容につきまして、事務局の宇田川幹事から説明お願いいたします。

【宇田川幹事】 それでは、要綱案の内容について説明させていただきます。まず、資料6を御覧いただきながら、改正法の概要について御説明し、併せて要綱案のポイントについても説明させていただきます。

主な改正の1点目が、養子となる子の上限年齢の引上げです。これまで養子となる子は、原則として6歳未満でなければならないとされていましたが、改正法においては原則として15歳未満でなければならないとされました。

主な改正の2点目が特別養子縁組の成立手続の見直しです。改正法においては、「二段階手続」が導入され、特別養子縁組は、実親による養育状況及び実親の同意の有無等を判断する「特別養子適格の確認」、すなわち「第1段階」の審判と、養親子の適合性等を判断する「特別養子縁組の成立」、すなわち「第2段階」の審判の2段階の審判で成立することとされました。第1段階の確認の審判は、第2段階の審判事件の係属する裁判所を拘束することとされています。

養親候補者が第1段階の審判を申し立てるときは、資料6の下段の左図を見ていただければと思いますけれども、この図のように、第2段階の審判と同時に申立てをしなければならないこととされております。養親候補者による第1段階の申立ては、第2段階の審判のためのいわば中間的・付随的な手続と位置付けることができようかと思えます。

他方で、改正法においては、児童相談所長の関与についても定められ、児童相談所長は、自ら第1段階の審判の申立てを行うことなどができることとされました。この場合には、資料6の下段右図のように第1段階の審判と第2段階の審判の申立

人が異なることとなります。

事務局としましては、これらの改正の事項のうち、二段階手続の導入と、児童相談所長の関与に関し、規則を整備する必要があると考えております。

まず、二段階手続の導入に伴い、申立書の記載事項等を整理する必要があり、現行規則の規定を二段階の手続に合わせて整理し直しております。具体的な内容は後ほど説明いたします。また、二段階手続においては、養子となる子は第1段階の審判を受けた者でなければならず、第1段階の審判が第2段階の審判事件の係属裁判所を拘束するとされていることから、第2段階の審判事件の係属裁判所が第1段階の審判の確定等の情報を把握できるようにするための手当てを規則においてする必要があります。

さらに、養親候補者による第1段階の申立ては、第2段階の審判のためのいわば中間的・付随的な手続と位置付けられており、第2段階の申立てを却下する審判が確定したとき、又は、申立て自体が取り下げられたときは、養親候補者による第1段階の申立ては、係属中であれば却下すべきこととなり、既に確定した審判は失効することとされていることから、第2段階の却下審判の確定等の情報を養親候補者の申立てによる第1段階の審判事件の裁判所に通知することを規則上手当てする必要があります。

以上のほか、児童相談所長による第1段階の申立ては、養親候補者による第1段階の申立てとは法律上別類型の審判事件とされたため、児童相談所長の申立てによる第1段階の審判の申立書の記載事項について、別途規則の規定を設ける必要があります。

以上が規則改正の全体像についての御説明となります。裁判所間の通知についての具体的場面は、資料7のイメージ図も追って御参照いただければと思います。

次いで、逐条的な御説明に移りたいと思います。資料2の要綱案を御覧いただければと思います。こちらの要綱案に沿って御説明をいたします。

まず、改正法の構成にならしまして、1に記載のとおり規則93条を第2段階の

審判に関する手続の関係として整備し、2に記載しておりますように、規則93条の2を新設して、第1段階の審判に関する手続を整備することとし、さらに3に記載しておりますように、規則120条の2を新設して、児童相談所長の申立てによる第1段階の審判に関する手続を整備するという内容となっております。

まず、93条の関係です。第2段階の審判の手続に関する規則ということになります。現行規則93条1項1号では、申立書には養子となるべき子の父母の同意の有無等を記載する必要があることとされていますけれども、この要件は改正法においては第1段階の審判において確認することになりますので、第2段階の審判の申立書の記載事項を定める規則93条1項からは削除し、後ほど御説明します第1段階の審判の申立書の記載事項として定めることとしております。

その上で、本改正案は、養親候補者が児童相談所長の申立てによる第1段階の審判を利用する場合に、養子となるべき子について児童相談所長の申立てによる第1段階の審判が確定している場合にはその旨を、その審判事件が現に係属中である場合には、係属裁判所及び事件の表示を申立書に記載すべきこととするものです。93条1項1号で記載している下線の部分が改正部分になります。これは先に御説明しましたとおり、第2段階の審判が第1段階の審判とは別時に別途の裁判所に係属することが想定されていることから、第2段階の審判事件の係属裁判所が、児童相談所長の申立てによる第1段階の審判事件の確定等の情報を把握できるようにするためのものです。

なお、「審判事件の表示」と記載しておりますのは、事件番号のことを表しています。

次に、93条1項3号の部分ですけれども、これは第1段階の審判の申立書において児童相談所等によるあっせんの有無等を記載事項とすることに伴う形式的な改正でございます。

次に、93条2項について御説明いたします。本改正案は、第2段階の審判の申立人は、養子となるべき子について児童相談所長の申立てによる第1段階の申立て

についての審判が確定したとき，又は児童相談所長の申立てによる第1段階の申立てが取り下げられたときは，その旨を家庭裁判所に届け出なければならないこととするものです。これも，第2段階の審判の係属する裁判所において，児童相談所長の申立てによる第1段階の審判の確定等の情報を把握できるようにするための規定となっております。

次に，93条5項のところを御覧いただければと思いますけれども，この改正案は第2段階の申立てを却下する審判が確定したとき，又は第2段階の申立てが取り下げられたときは，裁判所書記官は，遅滞なく，当該申立てをした者の申立てによる第1段階の審判事件の記録の存する裁判所に対し，その旨を通知すべきこととするものです。

これは先ほど御説明したとおり，これらの場合には養親候補者による第1段階の申立てが係属する裁判所は，第1段階の申立てを却下すべきこととなり，また既に第1段階の審判が確定している場合には，これが失効することとなることから，第1段階の審判事件の記録の存する裁判所が却下審判等の所要の措置をとることができるよう，第2段階の審判の係属していた裁判所の裁判所書記官から，第1段階の審判事件の係属する，または係属していた裁判所に対する通知の規定となっております。

続きまして，養親候補者の申立てによる第1段階の審判の手続に関する規則93条の2でございます。

まず，1項では申立書の記載事項を定めることとなりますが，その1号として養子となる子の父母の同意の有無等を記載事項としています。これは先ほど御説明したとおり，この事項については現行の93条1項1号の規定からこちらに移し，第1段階の審判の申立書の記載事項として整備するものです。

続きまして2号ですけれども，これは現行規則の93条1項3号と同様に，第1段階の審判の申立書に，児童相談所等によるあっせんの有無等を記載すべきこととするものです。第1段階の審判事件と第2段階の審判事件は，必ずしも同一の裁判

官が担当するわけではなく、児童相談所等によるあっせんの有無はどちらの審判事件においても審理に必要な情報であることから、第1段階の審判の申立書の記載事項としても整備することとしています。

次に、93条の2第2項の関係でございますけれども、本改正案は第1段階の申立てについての審判が確定したとき、又は第1段階の申立てが取り下げられたときは、裁判所書記官は、直ちに、当該申立てをした者の申立てによる第2段階の審判事件の記録の存する裁判所に対して、その旨を通知しなければならないこととするものです。これも先ほど御説明したとおり、第1段階の審判が第2段階の係属裁判所を拘束することになること等から、第2段階の審判事件の記録の存する裁判所において、第1段階の審判の確定等の情報を把握することができるようにする必要があると考えられるため、規律を設けるものです。

そして、資料7のイメージ図の一番上の「同時審判型」の箇所を御覧いただければと思いますけれども、第1段階の審判と第2段階の審判が同時にされ、第1段階の審判に対してのみ抗告がされた場合など、第1段階の審判の確定により同時に第2段階の審判が確定する場合があります。この場合、申立人はその日から10日以内に戸籍の届出をしなければならないこととなりますので、この通知は、直ちにしなければならないものとしております。

次に規則93条の2第3項について説明いたします。この改正案は、法164条の2第14項の規定によりまして、一旦確定した第1段階の審判が、その後の第2段階の却下審判の確定等により効力を失ったときは、裁判所書記官は、遅滞なく、その審判の告知を受けた者に対し、その旨を通知しなければならないこととするものです。

養子となる子の父母は、第1段階の確認の審判についての告知は受けませんが、第2段階の却下審判等がされても法律上その告知を受けることとはなっていないため、第1段階の審判が効力を失ったことの通知を受けない限り、特別養子縁組が成立しなかったことを知り得ないことになると考えられます。そこでこの通知の規律を設

けることとしております。

最後に、規則120条の2の新設について御説明いたします。本改正案は、児童相談所長の申立てによる第1段階の審判事件の新設に伴い、同審判の申立書の記載事項を定めるものです。具体的には、養親候補者の申立てによる第1段階の申立てと同様、養子となる子の父母の同意の有無等を記載事項としています。

なお、児童相談所長の申立てによる第1段階の申立てにあたっては、当該児童相談所があっせんに関わっていることが明らかですので、養親候補者が申し立てる場合と異なり、児童相談所等のあっせんの有無等は記載事項としておりません。

こちらの要綱案には書いていないのですけれども、規則において裁判所間の通知について定める例は多くございませんので、養親候補者が第1段階の申立てをした場合に関して裁判所間の通知の仕組みを設ける理由について補足して説明させていただきたいと思っております。

資料7を御覧いただけますでしょうか。資料7の同時審判型のところにありますとおり、即時抗告審で第1段階の認容審判の抗告が棄却された場合、ここで認容審判が確定すると、直ちに第2段階の認容が確定するということになったり、あるいは第1段階審判先行型のところにあります、第2段階の却下審判が確定したり、又は取り下げられると直ちに第1段階の確定した認容審判が失効したりするというように、一方の審判手続の帰趨が他方の審判の効力に直接影響する場合がございます。

また、この即時抗告審で第1段階の認容審判が取り消されると、それをもって第2段階においては、認容審判を取り消さなければならなくなったりということですか、第2段階の却下審判が確定し、又は取り下げられると、それをもって係属中の第1段階の申立てを却下すべきことになったりするというように、一方の審判手続の帰趨により他方の審判事件の係属裁判所が、なんら実体判断を伴わず、直に対応すべき場合もございます。

こうした場合は、申立人による届出等を通じて実体要件を審理するという場面ではございませんので、裁判所間の通知によって、他方の裁判所が覚知する必要があ

と考えております。

そして、そうであれば、養親候補者の申立てによる第1段階の認容審判や却下審判等の情報を第2段階の審判事件の係属裁判所において実体要件として審理して判断するという場面においても、同じように裁判所間の通知によって第2段階の裁判所が覚知することとするのが、通知事務を円滑にするという観点からも便宜であると考えられるものでございます。

規則改正の要綱案についての説明は以上でございます。

【高田委員長】 それでは、規則改正に関する質疑を行うことといたします。要綱案について御質問、御意見等をいただきたいと思っております。

【垣内幹事】 垣内でございます。1点、御質問させていただければと存じます。具体的には、要綱案の93条第2項の規律に関する御質問になります。

ここでは児童相談所長が第1段階の審判を申し立てたという場合について、養親の候補者が第1段階の審判の同時申立てをしていたという場合とは異なりまして、この審判の確定の届出というのを養親候補者にさせるということになっておりますけれども、この規律ですと、例えば第1段階が却下されたというような場合について、この養親候補者が確実に届出をしてくれるのかという点にやや心配があるような感じもいたしますけれども、この点は大丈夫というふうに理解してよろしいでしょうか。

【山本委員】 山本です。その点は私も若干疑問を持ったところでありますが、私自身は結論としては、この原案でよろしいのではないかというふうに思いました。

この二段階手続においては、第1段階の審判というのはあくまでも縁組成立の実体要件を判断するものでありますので、縁組の成立に最も利害関係を有して、第1段階の判断を利用して縁組成立の申立てを行う第2段階の申立人、すなわち養親候補者において、その第1段階の審判の確定を申立書に記載し、または届け出ることとするのが制度としては最も自然なように思いますし、また養親候補者は實際上、児童相談所と緊密に連携しているのが通常でしょうから、第1段階の審判の

確定を容易に知り得る立場にあるというふうにも考えられますので、その確定について届出義務を課すという許容性もあるのではないかとこのように思います。

他方、裁判所間での通知をするということも考えられないことはないと思いますけれども、この点は資料3に記載されていることではありますが、第1段階の審判事件が係属する裁判所において、第2段階の審判の係属する裁判所を必ずしも容易に知ることはできないということですし、またそもそも第1段階の審判がされる時点では、第2段階がまだ係属していないという場合も想定されるというふうに思われますので、そういう意味では同時申立ての場合のように、必ずお互い分かって通知し合う、通知するということが保証されるわけでもないというふうに思われます。

なお、特に第1段階が却下に終わったような場合に、養親候補者がその却下審判の確定を届け出るインセンティブに欠けるのではないかと、これは垣内幹事の最も疑問とされているところではないかと思えますけれども、確かにそれはそういう部分があるというふうには思えますけれども、いずれにしても、その義務に反して届出がされない場合には、法律の164条2項に規定されている養子となる子が第1段階の審判を受けた者でなければならないという要件が確認できないということになりますので、いずれにせよ第2段階の申立ては却下されることになる。少なくとも認容はされないということになります。そういう意味では、特段の問題は生じないのではないかとこのように思われます。

運用上この両方の段階の調整をするための一定の工夫というのは必要になる場合はあるというふうに思われますものの、規則の規律としては、この93条2項のような規定で足りるのではないかとこのように私の考えであります。

【宇田川幹事】 御指摘、御意見をいただき、どうもありがとうございました。山本委員から運用面についてのお話がありましたので、事務局としても、その運用面について若干補足をさせていただきます。第1段階の却下審判が確定したにも関わらず、養親候補者がこれを第2段階の裁判所に届け出ない場合の帰結につきましては、山本委員の御指摘のとおりであると考えておりますが、第2段階の裁判所とし

ては、運用上は養親候補者に対して第1段階の確定の旨を届け出るように促したり、第1段階の裁判所が知れている場合には、その裁判所に問い合わせたりすることなどによって対処することも可能であると考えております。

【三木委員】 念のための確認ですけれども、今の第1段階の審判の確定あるいは却下、取下げ等についても養親となるべき者が届け出ないときは、その第2段階の裁判所が問い合わせなどをするという考え方の背景としては、これは純粋な理論の問題だろうとは思いますが、それは職権調査事項であり、従って職権探知事項でもあるということでしょうか。

つまり、養親となるべき者による届出は、職権調査に協力しているということであって、いわゆる当事者の義務とか権能ではない、という理解でよろしいでしょうか。

【宇田川幹事】 御質問、ありがとうございます。

基本的に手続法上、職権探知事項であるというふうに考えておりますけれども、やはり養親候補者は、一番情報を把握している児童相談所長と連携していて容易に審判の結果等を知ることができる立場にあるということから届出をしていただくことがその契機となると考えているところでございます。

【勅使川原幹事】 審判の確定の通知につきまして1点お伺いできればというふうに存じます。

即時抗告がなされて抗告審で判断が出て、一旦それが確定するという場合におきましても、特別抗告、許可抗告等があった場合には、抗告審の判断が最高裁判所で破棄されるということもあり得るのではなかろうかというふうに思いますけれども、この場合の通知というのはどのようになるとお考えでしょうか。どの段階であるとか、あるいは早い段階、遅い段階、いろいろあるかと思いますが、お教えいただければありがたく存じます。

【宇田川幹事】 御質問ありがとうございます。事務局の考えを申し上げますと、御指摘のように、特別抗告、許可抗告がされ、一旦確定した即時抗告審の判断が最

高裁で破棄されるという場合でございますけれども、この場合には破棄自判また破棄差戻し後の差戻審により確定した段階で、現在御提案している規律に従って所定の通知をすることで足りるものではないかというふうに考えております。

特別抗告、許可抗告の提起の段階や破棄差戻しの段階で通知することも考えられなくはないのですけれども、手続を進める上で必須とまでは言えず、他に特別抗告、許可抗告の場合の特則を定める例も見当たりませんので、規律を特に設ける必要がないように考えているところでございます。

【磯谷委員】 東京弁護士会の磯谷です。

一つ目は、恐らく当然そういう前提だと思いますけれども、資料7の一番上の同時審判型の場合ですけれども、これは事件としては第1段階、第2段階別ではありませんけれども、同じ裁判体が当然判断するというので、配てんのときには、そういう扱いがなされることが想定されているのかどうか、そのところの確認が一つです。

それから二つ目は、93条1項1号のところ、成立の、要するに第2段階の申立てのときに、その児童相談所長の申立てによって、第1段階の審判が確定しているという場合には、それを記載するということになっておりますけれども、例えばその添付書類などとしてどういうことが想定されているのか、通常確定証明書等を添付すれば足りるのかと思いますけれども、例えばその第1段階の審判書なども想定されているのか。それに関して若干懸念するのは、特には児童相談所長が申し立てる場合というのは、養親候補者と実親との対立関係をなるべく避けたり、あるいはそれぞれの情報をお互いに知ることがないように配慮したりというのが改正のときの趣旨でもあったと思いますので、あまりこの審判書が第2段階の審理のところで使われるということは適当ではないのかなとも思いつつ、どんな書類が求められるのかなと思って、その点を確認させていただければと思いました。

【宇田川幹事】 それでは、2点御質問いただきましたのでお答えいたします。

まず1点目、養親候補者の申立てによる第1段階と第2段階の各事件につき、同

じ裁判官が判断することになるのかという御質問です。この点については、法律上、特に何か規律が設けられているわけではなく、同じ国法上の裁判所には係属することになるということになりますけれども、そこをどのようにするかというのは運用面で考えていく事項となっております。基本的には同じ裁判官が審理するということが考えられるところでございまして、その運用の在り方を検討していくということになると考えております。

2点目につきましては、児童相談所長の申立てによる第1段階の審判がされた場合ということになるかと思っておりますけれども、第2段階の係属裁判所において第1段階の審判内容をどの程度把握するかというのは、その裁判所の審理運営に委ねられているものと考えております。

ただ、第2段階の審判の係属裁判所においては、養親子間の適合性、養親の適格性といったところを審理することになりますし、二段階の手續に分けて、できるだけお互いにその内容を知ることのないようにという趣旨も踏まえたと、児童相談所長の申立てによる第1段階の確認審判の確定証明書の提出を受ければ足りるのではないかと考えられるところですが、事案によっては児童相談所長の申立てによる第1段階の審判の審判書を事実の調査の対象とすることも考えられるように思います。

この審判書が第2段階の審判事件の記録の一部となった場合には、当該審判書の閲覧謄写については、家事事件手続法47条の規律に従うことになると考えられますけれども、例えば実親が養子となる子に対する虐待により刑事罰を受けた事実などは、実親の私生活についての重大な秘密に関わるものと考えられますし、また虐待の内容によっては、これを養親候補者に伝えることが養子となる子の利益を害すると考えられる場合もあるものと思われま。こうした場合には、当該部分については法47条4項により養親候補者による閲覧等の請求が許可されないということなのではないかと考えております。

【磯谷委員】 直接、今回のその規則には盛り込まれていませんし、また盛り込ま

なくてよいのだらうと思っておりますけれども、法制審議会で審議を担当した中で、特に子の年齢が上がったことについて非常に懸念をされたのが、その15歳の子どもから同意を取るのを一体どうするんだというところでした。要するに、15歳になっていきますと、その子どもの同意が要件になることからその同意は非常に重要である一方で、しかしながら、現に養親候補者に育てられている状況にもあって、子どもとしては例えばこのまま養子にはなりたいだけけれども、実親子関係を切るところまでは希望しないというような、つまり法的に言えば普通養子縁組で足りるような場合であっても、子どもとしてなかなかそう言えないところが予想されるわけです。この辺りの15歳になった子どものその同意の取り方というのは、最終的には実務の中での工夫ということになるかと思っておりますので、今、最高裁の事務局のほうで何か考えてくださいというわけではありません。ただこのところはとても重要なことであることに加えて、全国の家庭裁判所で問題になってくるところだと思っておりますので、最高裁判所の方として、例えばその趣旨をしっかりと周知をしていただくとか、あるいは何かその同意の取り方について、何らかのモデルを示されるとか、何かそういう工夫が想定されるのかどうか、可能な範囲で結構ですが、非常に気になるところでもありますので、御教示いただきたいと思っております。

【宇田川幹事】 御質問ありがとうございます。

まさに改正法で15歳以上の方の同意が必要になる場面が出てくるということで、ここはしっかり子の利益であるとか、子の心情に十分に配慮して行わないといけないと考えているところでございます。これまで家庭裁判所調査官の調査においても子の調査として、いろいろノウハウを蓄積している部分もございまして、そういったことも踏まえながら、同意の確認の在り方や調査の在り方について、今まさに検討しているところでございます。こういったことも含めて、家庭裁判所の協力を得ながら、審理モデルとして全国の裁判所で共有できる形にできないかということで、今まさに取り組んでいるところでございます。引き続き今日の御意見も踏まえて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

【高田委員長】 それでは、これまでの質疑応答の結果を踏まえまして、そろそろ取りまとめに入らせていただきたいと思います。

これまでの御審議で、要綱案の大筋については御賛同いただいたと理解しておりますが、最後に、何か御発言はございますか。

特に御発言がなければ、この要綱案に基づいて規則の制定を進めるということで、御異議ないとうかがってよろしいでしょうか。また、改正規則の条文の技術的修正については、本日の御意見を踏まえて事務局に一任するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、この要綱案に御賛同いただいたものと認めます。

この後の流れでございますが、最高裁判所としては、この審議の結果を十分に考慮した上で、改めて規則案を作成しまして、裁判官会議においてその議決を経て、規則を改正することになろうと思います。

それでは、閉会にあたり、最後に、事務局の手嶋委員から一言お願いします。

【手嶋委員】 手嶋でございます。本日は重要な御指摘をいただき、その上で御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。事務局を代表いたしまして、委員、幹事の皆様の御協力に改めて感謝、厚く御礼を申し上げます。

事務局としましては、本委員会の御議論を踏まえまして、改めて規則案を検討し、裁判官会議の議決を経まして改正規則の早期制定を図るとともに、ただ今の御指摘も踏まえて適切な運用が構築されるように工夫をして参りたいというふうに考えております。委員、幹事の皆様からは今後も家事事件手続のより一層の適正化のために、引き続き、御指導、御鞭撻、御助言をいただけると幸いに存じます。

最後になりますけれども、高田委員長におかれましては円滑な審議に御尽力いただきました。厚く御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。